

新	旧
高知県特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱	高知県特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号。以下「法」という。）第５条第１項に基づく特定医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令によるほか、本要綱に定めるところにより行い、もって支給認定の適正な実施を図るものとする。	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号。以下「法」という。）第５条第１項に基づく特定医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続及び運営等については、法令によるほか、本要綱に定めるところにより行い、もって支給認定の適正な実施を図るものとする。
第１～第２　（略）	第１～第２　（略）
第３　支給認定の要件等	第３　支給認定の要件等
１～２　（略）	１～２　（略）
３　各所得区分の所得の内容等	３　各所得区分の所得の内容等
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）１（１）の所得区分のうち「②低所得Ⅰ」の対象は、次のいずれかに該当する場合であるものとする。	（２）１（１）の所得区分のうち「②低所得Ⅰ」の対象は、次のいずれかに該当する場合であるものとする。
①　支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注１）であって、指定難病の患者等に係る次に掲げる収入の合計金額が <u>８２万６千５百円</u> 以下である場合	①　支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注１）であって、指定難病の患者等に係る次に掲げる収入の合計金額が <u>８０万９千円</u> 以下である場合
・地方税法（昭和２５年法律第２２６号）上の合計所得金額（注２）	・地方税法（昭和２５年法律第２２６号）上の合計所得金額（注２）
（合計所得金額が０円を下回る場合は、０円とする。）	（合計所得金額が０円を下回る場合は、０円とする。）
・所得税法（昭和４０年法律第３３号）上の公的年金等の収入金額（注３）	・所得税法（昭和４０年法律第３３号）上の公的年金等の収入金額（注３）
・その他厚生労働省令で定める給付（注４）	・その他厚生労働省令で定める給付（注４）
（注１）～（注４）　（略）	（注１）～（注４）　（略）
②　（略）	②　（略）
（３）～（１０）　（略）	（３）～（１０）　（略）
４　（略）	４　（略）
第４～第９　（略）	第４～第９　（略）
附　則	附　則
この要綱は、平成２７年１月１日から施行する。	この要綱は、平成２７年１月１日から施行する。
（略）	（略）
<u>附　則</u>	
<u>１　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。</u>	
<u>２　この要綱の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に行われる支給認定について適用し、施行日前に行われた支給認定については、なお従前の例による。</u>	